

小田原市監査委員公表第 15 号

令和 5 年 11 月 27 日付け小田原市監査委員公表第 23 号により公表した監査結果に対して市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和 6 年 7 月 29 日

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 加 藤 仁 司

番号	指 摘 等 の 内 容	措 置 状 況
1	指定管理者から提出された令和 4 年度収支決算書について、小田原駅東口図書館分においては、そのうち一部の項目について予算額と決算額に乖離が生じたが、市は原因を追究していなかった。また、おだびよ子育て支援センター分においては、決算規模からすると大きなものではないが、計数に誤りがあった。 収支決算は施設の指定管理の在り方や指定管理料の見直しをするための基礎となる情報であり、その内容について検証する必要がある。なお、収支差額が発生した場合は、その他経費等に計上して収支を一致させることなく決算書に明記しなければならない。	【小田原駅東口図書館】 令和 5 年度分の小田原駅東口図書館に関する収支決算書について、指定管理者から予算額と決算額の乖離が生じている項目について説明を受け、検証を行った。 また、併せて毎月の執行状況などが提示され、確認を行った。 今後も収支決算については、内容の検証と確認、詳細の説明を求めるなど指定管理者と市の双方で確認し、適正な対応を行っていく。 【おだびよ子育て支援センター】 市は、収支決算書が指定管理料の積算根拠等となる重要な資料であることを再認識し、毎年度、事業終了後に指定管理者から「事業報告書・収支報告書」を受領後、収支計画

		(予算)と照合し、必要と認められる場合には指定管理者に内容を照会するなど、計数等に誤りのない文書を収受することとする。 令和5年度の事業終了後に提出された「事業報告書・収支報告書」について内容を精査したところ、維持管理費のうち光熱水費について、市が把握している実績額と相違があったため、指定管理者に照会し、相違が生じた原因を理解した上で、計数等が正確な文書を収受した。
2	小田原駅東口図書館の主な役割は、広範な本や情報の収集・提供、子供や若い世代の読書活動の推進、文化情報発信や市民の文化活動の支援等であり、事業内容自体は施設の設置目的に沿っていると認められる。 効果測定の指標としては貸出数や新規登録者数等が想定されるが、小田原駅東口図書館は開館してからまだ3年余であり、また、新型コロナウイルス感染症の影響等により基準となる数値が変動する可能性があることから、現在は目標値を設定していないとのことであった。しかしながら、事業の効果はどの程度あったのか、どのように事業を改善すれば	指定管理者により令和6年度における目標値が設定され、「令和6年度小田原市立小田原駅東口図書館及びおだびよ子育て支援センター指定管理事業計画書・収支計画(予算)書」に記載された。

	良いのかなど、目標値に照らして評価するために、設定時点で想定される根拠に基づいて目標値を設定することは必要だと考える。	
3	小田原駅東口図書館において利用者の安全を確保する体制は一定の整備がされているが、例えば館内での人的トラブルの発生に対処するため防犯ブザーを備えるなど、体制について改めて確認する必要がある。	令和5年11月21日、小田原駅東口図書館に防犯ブザーを設置した。